

広報 あしや

No.965 平成19年 6月1日号
(2007年) 毎月1日・15日発行

Garden City Ashiya

発行/
芦屋市役所(広報課)
TEL.0797-31-2121 FAX.0797-38-2152
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.hyogo.jp



庭園都市芦屋へ



清水公園 ～小さなせせらぎとアジサイ～

防災倉庫と耐震性貯水槽、ビオトープ池やせせらぎなどを備えたこの公園は、北広場が平成13年9月28日、南側が翌14年1月15日に完成しました。かつて、このあたりには会下山や三条町の谷水などを源流とした幾多の小川が見られたと伝えられています。それらの小川は、清水町、川西町、平田町を流れ、やがて津知川となり傍示川へと合流し、海へと入っていきました。このせせらぎは、地下に隠れた水脈まで井戸を掘り、地表に再現した小川なのです。平成15年、このせせらぎのそばに地元の自治会の皆さんの手によって、何本ものアジサイが植樹されました。手入れの行き届いた公園で、今年もアジサイが美しい花を咲かせています。

「生涯学習推進基本構想」 策定のための 「市民委員」を募集

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091
(〒659-8501 住所不要)

(仮称)「芦屋市生涯学習推進基本構想」の策定にあたり、次のとおり市民委員を募集します。

- 募集人員 2人以内(報酬なし)
- 対象 市内在住で20歳以上、70歳未満(6月1日現在)のかたで、月1回程度(原則として平日および土・日曜日の昼間。1回の会議は約2時間程度)の会議に出席できるかた。
- 期間 8月～平成20年3月(予定)
- 応募方法 6月15日(金)〈消印有効〉までに、「芦屋市の生涯学習について」作文(800字以内・書式自由)に、住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入し、郵送で生涯学習課へ。
※応募原稿は返却しません。
- 選考方法 選考委員会で決定し、結果については本人に通知します。



※●印は、喫煙場所

「喫煙禁止区域」内では、喫煙を禁止します。
■路上喫煙の禁止
市内の公共の場所の内、人通りが多い場所について地元関係団体と協議した結果、「JR芦屋駅周辺」を「喫煙禁止区域」に指定しました。(左図参照)

- 路上喫煙の禁止
市内の道路や公園などの公共の場所で、歩行中や自転車に乗車中には、喫煙をしないようにしましょう。
- 路上喫煙の禁止
市内の公共の場所の内、人通りが多い場所について地元関係団体と協議した結果、「JR芦屋駅周辺」を「喫煙禁止区域」に指定しました。(左図参照)
- 路上喫煙の禁止
市内の道路や公園などの公共の場所などで、運動などをさせるときは、常に鎮などで制御し、また、ふんを排泄した場合は、そのふんを回収しなければなりません。
- 夜間花火の禁止
夜間(午後九時から午前六時まで)に、市内の公園や河川などの公共の場所などで、花火を禁止します。規制の対象は、打ち上げ花火、ロケット花火などです。
- 落書きの禁止
市内の道路や公園などの公共の場所などでの、落書きを禁止します。
- 罰則
空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置等、また夜間花火・落書きの禁止事項に違反したときは罰金十万円以下が科せられます。
※詳しくは、六月五日発行・広報あしや臨時号「環境特集」四面を参照ください。

6月1日から 通称「市民マナー条例」が施行されます 歩行喫煙・ポイ捨て・犬のふん放置・落書き等に罰金

問い合わせ 環境課 ☎2050

- 六月一日から、清潔で安全かつ快適な生活環境を確保するために「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称「市民マナー条例」)を施行します。この条例は、歩行喫煙、たばこの吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火および落書き等を禁止するものです。この条例の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。
- 歩行喫煙の規制
市内の道路や公園などの公共の場所で、歩行中や自転車に乗車中には、喫煙をしないようにしましょう。
- 路上喫煙の禁止
市内の道路や公園などの公共の場所などで、運動などをさせるときは、常に鎮などで制御し、また、ふんを排泄した場合は、そのふんを回収しなければなりません。
- 夜間花火の禁止
夜間(午後九時から午前六時まで)に、市内の公園や河川などの公共の場所などで、花火を禁止します。規制の対象は、打ち上げ花火、ロケット花火などです。
- 落書きの禁止
市内の道路や公園などの公共の場所などでの、落書きを禁止します。
- 罰則
空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置等、また夜間花火・落書きの禁止事項に違反したときは罰金十万円以下が科せられます。
※詳しくは、六月五日発行・広報あしや臨時号「環境特集」四面を参照ください。